

**令和8年第1回七戸町議会
予算審査特別委員会
会議録（第2号）**

○招集月日 令和8年 3月 3日
○開議日時 令和8年 3月 6日 午前 9時57分
○散会日時 令和8年 3月 6日 午後 0時13分

○出席委員（15名）

委員長	田島政義君	副委員長	小坂義貞君
委員	藤井夏子君	委員	中野正章君
委員	山本泰二君	委員	向中野幸八君
委員	二ツ森英樹君	委員	澤田公勇君
委員	工藤章君	委員	呷清悦君
委員	佐々木寿夫君	委員	瀬川左一君
委員	田嶋輝雄君	委員	三上正二君
委員	岡村茂雄君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長 附田俊仁君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長	三上義也君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	佐藤源太君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	向中野洋人君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	金見真樹君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長	高田博範君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	森田勝博君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	鳥谷部伸一君	スポーツ振興課長	井上健君
国民スポーツ大会推進長	山田真太郎君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君

監査委員事務局長 相馬和徳君 選挙管理委員会委員長 附田繁志君
選挙管理委員会事務局長 鳥谷部 慎一郎 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 相馬和徳君 事務局次長 町屋 さおり 君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○委員長（田島政義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

したがって、予算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査日程及び本委員会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。

本委員会の傍聴を許可したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 御異議なしと認めます。

したがって、傍聴を許可することに決定いたしました。

本委員会に付託されました事件は、議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算から議案第15号令和8年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案でございます。

審査に入る前に、委員長から委員の皆様にご覧願ひがございます。

御質問の際は、質問箇所のページと予算科目をお示しの上、御質問くださるようお願いいたします。

なお、本日は、議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算の歳出予算、9款消防費までの審査を行いたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

14ページ、1款1項1目個人から、20ページ、12款2項2目衛生費負担金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、21ページ、13款1項1目総務使用料から、27ページ、15款3項2目民生費委託金まで発言を許します。

9番委員。

○委員（所 清悦君） 22ページ、13款1項6目1節施設使用料についてですが、まず1番目の観光交流センター施設使用料は1,000円となっておりますけれども、具体的にどの場所なのかということと、これは条例とかで決まっている金額なのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらの場所は、観光交流センター1階のホール、それから、2階の待合室の隣にある

部屋で、多目的室の二つがこの施設使用料の対象となります。

また、金額については、七戸町観光交流センター条例により定めております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 1階のホールと2階の多目的室ということですが、この使用料1,000円の支払いは誰になるのかというところを伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらの1階の交流ホールですが、主には令和6年度、7年度になりますけれども、あちらのピアノを利用して演奏会をしたいとか、あとは2階の多目的室については、企業、法人などの会議などに使われております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 予算というのは前年度の実績を見ながら編成すると思いますが、1,000円ということは、昨年度の利用はあまりされていないということなのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは実績ベースではなく、基本的な1,000円ということで、まずは金額を設定し、年度ごとに使用料が異なるので、このような形にしております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員、いいですか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 23ページ、14款2項1目総務費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金というのがあるのですが、マイナンバーカードは現在町民の何%ぐらいの方が持っていることになりますか。

○委員長（田島政義君） 町民課長。

○町民課長（向中野洋人君） 10番委員の質問にお答えします。

何割程度という話ですが、大体9割ぐらいは交付されております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 町民の9割程度が持っているということは、1割程度は持っていないということになるのですが、その辺をどうするのかということが一つ。

それから、マイナンバーカードは病院の医療券として使われているのですが、これはどれぐらいの割合で使われているかというのは分かりますか。

○委員長（田島政義君） 町民課長。

○町民課長（向中野洋人君） お答えします。

まずは、医療費の、マイナンバーカードとして利用されている利用率ですが、85%程度になっております。

もう一つ最初の質問についてですが、残りの10%ですね。こちらの方たちは、どうしても持ちたくないとかという人もあるかとは思いますが、何か機会があれば、どうしても必要になってくる場面もございますので、こちらからは推し進める形は取れないのですが、来た際には、写真等を撮って、できるだけ早めにとという話もしたりする場面もございますので、そういう対策でやっております。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 26ページ、15款2項4目農林水産業費補助金の1節農業費補助金の中の農業委員会交付金、これに関連してお伺いします。

一昨日、一般質問の中で私が述べた、農業者のAさんという方が、自分が持っている原本の照会に農業委員会に出向いたと。その際、こういう主張をしたとされます。それは何かというと、委任状がないのに返したわけです。彼が言うには、委任状がないのだったら、申請書に書いてある私に返すべきだったと、そういう主張をされた。その際、担当者及び事務局長からは、あくまでもこちらの判断で提出された農業者Bさんに返したと。そこで、Aさんは何度も、本来は私に返すべきものだったと、その議論がなされたということ。

農業委員会にお伺いするのは、あくまでも農業者Bさんに返したのだという、その法的根拠ですね、それに基づいてそういう判断をされているのか。まず、それを一つ。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

提出しに来た方へ返却した法的根拠ですが、特に法的根拠はございません。一般的な事務の中で、窓口へ提出しに来た方へ返却したものです。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 私もAさんの主張を聞いたら、これは某法律事務所の見解です。なるほどなと思ったのが、簡潔に申し上げます。名前を偽造された申請者に対して、当事者は返還を求めることができます。偽造された文書は、その内容が虚偽であるため、法的に無効とされる可能性があります。したがって、偽造された文書を提出した場合、その文書の返却を求めることができます。こういう法律事務所の一つの見解なのですが、結果的にそれがなされないで、Bさんに返されたと。

その際、コピーを当局で取っておられたということで、そのコピーについて、保存期間とか、それから正式に農業委員会で受理したと。結果として、農業委員会で受理したと。

保存期間についてはどういう期間を設定されますか、これから。

それから、将来的にわたって返却する場合、あるいは消却する場合、あくまでも虚偽であろうが何だろうが、申請書に名前が書いている方は当事者ですから、その方と協議する必要があると考えるのですが、いかがですか。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

今、こちらでは、申請書類は不備な書類だったのですがけれども、事務確認用とか参考資料としてコピーを取って保管しております。このような書類については、明確な保存期限はありませんが、この申請手続が全て整い、正式に受付処理完了後には処分等の対応になるかと思われま。

また、処分するときには、申請人の同意が必要かということですが、こちらはあくまで参考資料としてのコピーですので、その同意は必要ないと考えております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 先ほどのお話ですと、あくまでも再提出を求めるという前提に立っての答弁ですか。

冒頭の私の一般質問の中で、差し戻したという表現を私は使わせていただきましたけれども、それは、Aさんから当局の、そのときの受領書もらったということに関しての言葉のやり取りの部分で、そういうふうに解釈したのですがけれども、あくまでも返すに当たっては、もう一回申請してもらおうということを前提での答弁ですか。この確認を求めます。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） そのとおりです。一応、そういった申請書類があつて不備等があれば、不備がありますので、ここを直して申請してくださいということで説明をします。

なお、特に日程、期間等は決めておりませんが、一定期間経っても何も、また次の段階の書類の提出等がなければ、提出しに来た方へ連絡して、この手続を進めるのかどうか確認し、進めないということになれば、その時点での破棄処分となると思われま。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） そうすると、委任状がないのに、あくまでも当局は提出した方に返す、その見解で間違いはないのですか。おかしいのではないですか。私の先ほどの法的な解釈と違いますよ。委任状がないのに、あくまでも提出した方に返す、そういう見解なのですか。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） 委任状がないから窓口に来た方へ返したというこ

とで、これはこれで正しいものと認識しております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） この議論をしても堂々巡りになりますので、別な形でやります。

次は、写メを結果的に撮った、撮らせたのですね。結果的に、私もこの写メを見て、最初はびっくりしたわけです、よく撮ったなど。まさか盗撮したのではないだろうなど。いや、そんなことはない。職員の方も写っていると。

そこで、これはAさんと私のそのときのやり取りですけれども、役場から必ず来るよと。打診が、アクションがあるよと。写メを撮った、撮らせたと確認がなされれば。なぜそういうふうにしたかという、私がこの質問を提出するに当たり、担当課のほうから質問書の内容を早く教えてくれと。そして、答弁に即したような形で行いたいということで、2月26日にこういう内容ですよと。私はあくまでも事実に基づいた形で述べて、そのときにどういう対応をしたのか、その意味もあって、正直にこういう質問をしますからと、すり合わせをしたわけです。そのとき、そこで事務局長とお話したのですけれども、あなたはこの事態を偽造だと、偽物だと主張している事実と、それから、写メを撮ったことを委員会の会長にいつ報告しましたかと。そうしたら、そのときの答えは、別の課長もいましたので、まだ報告していないと。私、びっくりして、そのようなことがあり得るのかと。あり得ないよと。

それからもう一つ、この写メの中身を見ると、あなたの顔は写っていないけれども、髪が写っているから、あなたはこの状態を認識していましたかと、私、そのときにお伺い立てたのです。そうしたら、認識していたと、分かっていたと。分かっているのに、あなたは何も結果的にしなかったのですね、それはなぜですかと言ったら、この言葉は絶対忘れません、担当者が適正に対応するものと思っていたと。私びっくりして、あなた、本当に上司ですかと、そのときは感じたのです。ところが、一般質問の内容はそうではないです、会長の答弁は全く違います。あらかじめ、ある程度報告していたと。ところが、26日の私とのやり取りは全く逆ですよ。まだやっていないと。だから、結果的に、そういう状態の中で、これがどんどん独り歩きしたような感じなのです。

結果として、削除要請があったのか、あるいは消却してくださいと、町からね。明らかに本人が受け取るときに、個人情報が入っているから見せられないと拒否した割には、私が写メを見た内容は明らかにもっとひどい個人情報が入っています、売買ですから。当事者も入っています。これが仮に、ひそかに人の手に渡ったり、あるいは語り継がれたらどうしますか。結局、その情報が仮に、不幸にして、例えばこういうふうになるのです。あいつは売ると。私はあの人に金貸していると。そうすれば先にもらわなければならないと。それから、彼が買うのだったら私も声かけてもらう、一口乗せてもらうと。彼が何ぼで買うのか分からないけれども、私はもっと高く買うと、あそこの場所だったらと。そういう様々なことが想定されるわけです。ですから、軽々に個人情報は簡単に見せられな

いのですよ。それを、あのとき、局長が、何やっているのだと、何が起きたのかと、少なくともそういう事態を把握していたら、別な方法があったはずですよ。町長、分かりますか。そうすると、当然写メを撮った人物と会って、いい、悪いは仕方ない、とにかく撮られたのだから。でも、中身について確認させてくれと。あとは必要だったら、例えば偽造とかあくまでもそういうのだったら、その部分は嚴重に何かのために必要なのであれば、保管義務が責任を持つからとか、いろいろなことができたはずなのです。

ですから、どんどん広がって行って、私が結局一般質問する羽目になったわけです。別に羽目になったという表現は適切ではないけれども、だって住民がだまされたのですから、耕作権を侵害されて。なおかつ、その方の業務を妨害されたわけですよ。今度は質問書が出されましたので、町としても今度は私にどういう答弁をするのか、全部、担当課長が動いたわけです。だから、結果として、私は町側も業務を妨害された、あるいは支障が生じた、私はそう思うのですが、町長はいかがですか。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、工藤委員がおっしゃっている、一般質問からの経緯になるのですけれども、まず我々、この前に答弁した個人情報、これはしっかりしていかなければならない。そこに不備があったとすれば、当然改善をしていかなければならない。そして、事務手続はおっしゃるとおり、適正にするべきものであります。職員は一生懸命仕事をしていると思いますけれども、そういう中で、疑義を持たれないためにも、これからも公務員としての自覚、あるいは公平性、手続の適正、これを徹底すること。結果的に役場の中でも、いろいろあったと思いますけれども、そうならないためにも、今言うような改善をしていかなければならないと思いますので、これはいろいろな職員に当てはまることだと思いますから、周知徹底してまいりたいと思います。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 改めて、会長にお伺いします。

この事態を受けて、町当局はそういう方向でいくと。では、現実に農業委員会はどのようにするのだと。これを一つの教訓として捉えた場合、受付の事務から、委任状から、本人確認から、こういうことが二度と起きないためにはどうするのだと。例えば、全員でチェックするとか、あくまでも窓口で提出した場合、委任状を確認して、それで委任状がなければ駄目だと、あくまでも本人に。こういうケースもあると思います。例えば委任状がなかったと。その日のうちにすぐ持ってきてくれと。こういうケースもあり得るかもしれないけれども、基本的にどういう考えで臨むのか。

もう一つは、今回、私も貸している土地を今年でお返ししていただいて、また別の人に、借換えするという申請をもらった際、これ、明確に委任状、一般町民の申請者は委任状が必要だと丸をつけているのです。今回の場合、相手の方は貸し借りに関係している方だと思いますが、申請は。その方がなぜ合意解約をするにも委任状がなくて。これが理解

できない。だから、その辺が不自然なわけですよ、私にとっては。だから、その辺をもう少し、そういうベテランの方が申請されて委任状がないというのは、1分もすれば分かるわけですよ。なおかつAさんから、委任状はと聞いたら、ないとすかさず答えているわけですよ。だから、そこで確認しているわけですよ。だから、最初からあなた方はスルーするつもりだったのですかと疑いたくなるのですよ。なぜスルーしなければならなかったのか。そこに黄門様の葵の御紋があったのではないですかということだ。だから不可解なのですよ。だから、何度も申し上げますけれども、ちゃんと委任状がなかったら確認して、持ってこい、別なのをと。駄目だ、これではと。不備だ、話にならないというぐらいの形で、それこそ差し戻す。そうすると、この事件自体がなかったわけですよ。ですから、本当に考えてみれば、茶番ですよ、これは。茶番。有史以来の茶番です、これは。

もう一つは、これもあなたも確認したと思うのだけれども、BさんはAさんから頼まれたと。当初は、確認したら。では、頼まれたとは、いったい何を頼まれたのか。3条申請もあったから、売買だけを頼まれたのか、合意解約も頼まれたのか、一緒なのか。これまだ分からないわけですね。あなた方はそれを確認できますか。

今、いろいろ喋ったけれども、記憶の中で答えてください。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 工藤委員の質問にお答えします。

まず、今問題になっていることは、あくまでも当委員会で書類を受け付けた問題ではないわけですよ。今までであれば、今までのやり方は、持ってきます、持ってくれば書類の不備があります、そのほかを全部点検します。今回の場合は、委任状がなかった。今までそういうのを全部受け付けて、次に持ってきてくださいというまでに、今までは書類を点検していたわけです。つまり出た書類は全部事務局で点検するわけです、間違いはないかどうか。それがまず多い時になれば月に40件、50件になるわけです。だから、スムーズにやるために一旦預かって点検して、それが全部書類が整った段階で初めて受付するわけです。これを受付しましたよと。それで、受付すると、両当事者にこういう文書を間違いなく受け付けましたというのを出すわけです。だから、今まではその時点であれば、受付しましたよと、そこで不備があれば来るわけですが。ただ、これからのことを考えますと、前もってやらないと、次の総会にかけなければならないので、非常に混雑するわけです。よって、預かってやっていたということです。

だから、その場で全部点検するわけにはいきませんので、これから改める方法としては、最低でも委任状がなければ返しますよと。委任状は、第三者が持ってきた場合ですね。そういう形で、それでもまだ正式な受付にはなりません。例えば、まず住所の字が違っただけで全く別な土地になってしまいますし、枝番が落ちているのもあるし、そういうのも全部チェックしますので。だから、今度は、それをやらないとなりませんので、とにかく、最低でも第三者が持ってきた場合は委任状がなければすぐ返しますよと。委任状があれば、一応受付して、書類を点検して、問題、間違いの箇所、それらを直すところが

あれば直してもらって、了解を受けて受付すると。今度はそういう形にしたら、こういう問題はなくなるのではないかと考えていますので、その辺は改めたいと思っています。あと、改善点があれば、その都度、改善していきます。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 会長はちょっと勘違いしています。通知書、合意書、委任状、三種の神器なのですよ、農業委員会の。まずこの確認が必要です。中の文字とか、数字とか、何も必要ないのですよ、そのときは。委任状がないなら、なぜ持ってこないのかと。委任状がないから駄目と、突き返せばよかったです。あるいは、今日中に提出できるかと、無理だったら持って帰ってと、最低でも。まず、初期の段階です。後からチェック、40件あるから、そこでチェック、当たり前ですよ。チェックなんてできるわけないでしょ。三つだけ、何を優先するか、委任状ですよ、先に。本人ではないのだから。

だから、根本的にあなた方の事務は間違っています。私はそう思いますよ。それをあなたが認識しない限り、農業委員会は改革できませんよ。私はそう思いますよ。

今回、まず写メを撮らせたこと、これは明らかに町の落ち度もあります、私から見れば。だって、拒否した理由が個人情報なのに、個人情報がダダ漏れなわけですから。それから、先ほども言いましたけれども、事務局長の初期の対応、これは職務放棄だ。善管注意義務に従っていない。職務怠慢です、これは。内部ではどういうあれになるか分かりませんけれども、私からも見ればそうです。

それから、コピーの問題も何かおかしいのですよね。何でコピーを取らせてもらうのか。理由を明確に述べたのですか。それから、疑義があるという瞬間的な判断をしなければなりませんね、本当なのか。それは相手に伝えたのですか、この場合、提出された方に。それから、1週間も保管していたでしょ。20日に受け取って27日に返還したと。これを、ただ預かったという感覚なのですか。おかしいでしょ。保管義務が生じるでしょ。それは言い逃れにすぎない。詭弁、抗弁。事態を重要視していないのですよ。私はそう思います。

改めて答弁をお願いします。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） まず、委任状がない、それを引き取ったというのはまずかったと思います。だから、さっき言ったとおり、そこは改めたいと思います。

あと、保管義務ということですが、預かったということは、委員会に提出するのを前提に預かっているわけです。だから我々は、なぜ預かったという言葉で言うかということ、まだ預かった時点で、チェックかけていませんので預かったということで。預かったから、投げておいてもどうでもいいという責任放棄ではありません。ちゃんと預かった以上は、それ相当の責任はあると思います。それはそのとおりだと思っています。正式に受付の判こを押していないので、ただ預かったと言っているだけであって、別に預かっただけで、あとは責任がないということではありませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

以上です。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今の関連ですけれども、正式に受理していないと、ただ預かっていましたと。とすれば、正式に受理していないから。そうすればその時に破棄しても、正式受理として預かったものに押印か何か預かりましたというのはありますか。コピーしたものを、これを預かりましたと、ないでしょ。というのは、正式に受理していない、だから事件性も何もないという言い方であれば、ではそのときに投げてもいいわけだ。証拠はないのだよ。預かって、相手にこれを預かりましたと受領したものではないよ。預かり証でも何でもいいけれども、それがなければ、ないままで、いや、記憶にございませんと、投げて済むことなのです。そうならないですか。今、あなたの答弁、会長の答弁によれば、そういうふうになるのだよ。正式に受けていないから、受理していませんでした。だから、今回の場合は受理してないからいいと、そういう認識でしょ。そうすれば、その間にあった書類はどうなるのか。相手に対して、預かったものに対して、それを何かと審査するのに時間がかかる、これは分かるよ。だから、それを預かるのはいい。だけれども、預かったという形が、相手に対しての何かがありますか。出していないでしょ。出していないとすれば、そのときに農業委員会で投げてしまったらどうするのか。証拠は何もないのだから。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） まず預かる時点では、別に双方に、相手方にこれこれこういうことの経過がありますので、預かりますよという了解はもらっております。ただ、預かり証とかは発行しておりません。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 了解もらったと、その証拠はどこにあるのか。相手から了解取りましたと、言葉でしょ。議事録でもありますか。テープでもありますか。とすれば、何もないのだよ。ただ了解を取りました、そこまではいいのです。だけれども、最悪の場合を考えると、紛失したときはどうなるのか。こういうのを私出した、いや、預かった記憶はないと。悪意に取れば、投げればどうなりますか。何もないでしょ。

書類が不備だと、何十件もあれば、それは時間はかかる、そこは分かるんだよ。だから、預かっておいた、ここまではいいの。だけれども、預かったものを、正式に受理するにしても判こがないから受理できないでしょ。その間は、その書類はどうなるのか。誰が保管して、誰がどういう形で相手に対しては、どういう申立てをすればいいのか。おかしいでしょ。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 13番委員の質問にお答えします。

言われれば、そのとおりです。今まで、あうんの呼吸だけでやってきたということで、

それに対して、今までトラブルがありませんでしたので、ずっとそれでやってきましたが、今後考えたいと思います。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今後といっても、今問題が起きているのだよ。だけれども、いろいろな形で、まだ事件にもなっていない。けれども、受付でも受理もされていない。受理されていないから、これは何もないことだという見解で今答弁しているのです、全部、全てが。だけれども、預かった期間のものは何も出ていない。これからって、今どうしているのか、どうするのか。今あるのはどう責任を取るのですか。何もありませんと、あなたは言っているのですよ、今。受理していないから何もありませんと。では、保管したものは、相手にこういう書類を預かりましたとか、そのときにコピーでも何でも取って、こういうのを預かりましたと。書類の不備だから、これは時間かかかりますと、ここは分かるのだよ、事務的な形で。だけれども、その間の書類がどういう扱いになるのか。何もないでしょ。それが、最後になれば、何もこれを受付していませんという形になっているでしょ。受理していません、その間のことは何もありませんでしたと、農業委員会会長の答弁なのです。おかしいでしょ。そうすれば、この間のこれは何なのか。投げられても仕方ないでしょ。相手のAさんという人は、そういうようなことをした時に、私は口頭で話した、いや、話した記憶ないといえばそれまでだよ。これからでなくて、今現在それはどうなのかということだよ。おかしかったら、おかしいと認めたらいいでしょ。これからでなくて、今現在この件に関してあなたはどのような認識なのか。それで全然違ってくるのだよ、これは。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 今の件に関しては、書類は不備であったので全部返してしまっているわけです。だから、ただそれに関して、今までそれがあったことに対してはなぜこうなったか、これからどうするかというのは検証しなければならないと思っております。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） お返す際に、あくまでも代理人の代理人が持ってきたわけですね。いいか悪いかは別にして、本来はこちらに返すべきで、結果として返していたと。そのとき、当事者からこういう話が出されているよと。これは偽物だと。少なくとも、これは伝えたのですか、そのとき。あるいは、受領書をもらった方に、この事実、申し上げて下さい。

それからもう一つ、幸か不幸か、写メが撮られたわけです。これはどう発展するか分かりませんよ、私も。これは刑事事件になれば、これが唯一の証拠物件になる。だから、不幸にして幸い、いろいろな見方があるけれども。だから、その辺を、あなたは理解していない、まだ。委任状の大切さとか。だから、聞いていると、気の毒でならない。言い訳だ。そう聞こえますよ、私には。

改めて、冒頭の質問に答えてください。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

今回の件で、代理人の代理人の方が書類を持ってきて、当事者の方が判こを押していないということはこちらで確認したので、その代理人の代理人の方へは、こちらで連絡して、こういう状況ですがどうなっていますかというのは伝えております。そうしたら、ただ頼まれただけだということでした。

以上です。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 今と同じことを言おうとしていました。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 頼まれたと伺った以上は、当然、誰に頼まれたのかと、あなたが出した申請でしよう。頼まれて持ってくるのか。そこで疑問を抱かなかったのですか。ところで、誰に頼まれたのかと。どの部門を頼まれたのかと。3条申請か、同意解約か、そこまでお聞きしましたか、どうですか。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

こちらから窓口に出しに来た方へ問合せをしたときには、誰から頼まれたというのは聞いております。当事者の方が判こを押していないというのを確認した後、どういうことですかということで、こちらから連絡したときには聞いております。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 3条申請、同意解約ともにですかと、二つあるのだから。その辺も確認したのですかということです。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） 確認しております。ただし、その確認は合意解約書の部分でございます。

以上です。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今の関連ですけれども、いずれにしてもこういうことがあってはおかしな話なのよ。

農林課長、質問します。

これは全国的な傾向だけれども、特に他県とか他市町村のことは分からないと思いますけれども、この七戸町の中で、50代から下で農業従事者はどれくらいいますか。教えてください。

○委員長（田島政義君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

七戸町で50歳以下の農業者ということでございますが、昨年度、令和7年度で50歳未満の農業者は50名でございます。年々減少している状況でございます。

以上です。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 町長、農業委員会会長も同じだけれども、これは全国的に高齢化しているわけです。私の近くにもいる。親たちがここにいる、生まれ育った土地だから。だけれども、子どもたちが東京とか仙台のほうにいます。そして、死んでしまったと。となれば、今と同じみたいなケースになるわけです。とすれば、委任状は、そういう形で、今までこういったことはあまりなかったのですよ。だから、役場職員でも事務の方たちもこういう形で来たのです。それで、間違いはゼロではなかったかもしれないけれども、そんなに間違いはなかったと思う。そこはいいのだよ。だけれども、今こういう問題が出てきたからこうなるのだよ。これからますますこういうのが出てくるのだよ。昔であれば、農地というのは大事だから、農地の番人というのは農業委員会だった。だけれども、今は農地の価値がなくなってきた。先般、ある人が来て、三上さん、うちの畑を買ってくれないだろうか、引き取ってくれと。何ぼと聞くと、ただでいいという世界なのだよ。息子たちも了解したと、東京にいるから分からないと行って、こういう状況はいっぱい出てくる。だから、農地の番人と言われる農業委員会そのものが価値がなくなっているの、どうでもよくなっているから。そうなればなるほど、こういうケースが出てくるのです。そうなったときに、今みたいな形で、特に今の話は、某議員が関与したという話も聞こえているから。でも、私たち議員は町民から、まあ投票率をみれば60%でもみんな選ばれている人ですよ。みんな、そういう人たちが、いろいろな形のところに模範を示さなければならぬ立場でしょ。まして、議員であればあるほど、職員の人たちに圧はかかっていると思う。言われれば、仕方ないと、頼むよといえ、はいと言わなければならない立場もあると、それも分かる。自分では気がついていないか分からないけれども。それにしても、今みたいな形で、これからどんどんこういうことが起きてくれば、やっぱりこれはちゃんとした形になっていかなければならないのだよ。だから、いろいろな形の中で、例えば、一般質問であったけれども、役場職員の兼業化とか、それはそれでもいい。ただし、関係した形の中では、それこそものすごく気をつけないと。職員は何の意識もないのだよ。悪いことをしようとしてやっているのではないことは分かる。だけれども、結果的にはこういうふうな形になるのだよ。これは町長も同じ。だから、これからどういう形に、職員もそうだし、これは議員の自分自身も含めてどういう認識の下なのか、農業委員会会長と町長から答弁してください。

○委員長（田島政義君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間俊一君） 13番委員が言ったのはそのとおりだと思います。つくづくそのとおりだと思いますので、それに合わせたやり方、事務処理の仕方を今後考えていかなければならないと思います。今言われたこと、今問題になったことを留意しながら

ら煮詰めてやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今おっしゃるとおりでありまして、いろいろな課題が出ています。農業委員会にしても時代がどんどん変わっていくと、それに応じた対応をしっかりとしなければならない。今以上にまた適正な処理を求められると思います。これは農業委員会だけではない、いろいろなところにも関連する問題だと思いますので、これを徹底しながら、やはり適正に、誰が来ても公平、そういう形の中の処理を徹底していくことが我々の務めだと思いますので、これをしっかりと進めてまいりたいと思います。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 今、13番委員から、某議員という話が出ましたけれども、率直に言って、私はAさんから尋ねられたことがあるのです。確かに賃借権と業務を妨害されたということなのだけでも、最終的にどうなるのだということ。

農業者BさんとXさんは現職の議員なのだと。議員がなぜこういう行為をするのだと。最終的にはここなのですよ。彼らはいろいろな立場を持っているけれども町の代表ですよということ。それをなぜ軽率な形でこれをやらねばならなかったのか。そうなのです。私も最初から知っていましたよ、名前も。だから、一般質問では、一般質問の形を尊重して、極力これだけは触れないようにと、私なりの配慮をしたつもりですけれども。しかし、現実としてこれを真剣に捉えるには、双方がやっぱり反省しなければならない、当局も、Mさんも、Xさんも。そうでないと、また同じことができるのですよ。その辺を踏まえて、最後とします。答弁が必要なら答えてください。したくなければ結構です。

○委員長（田島政義君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

会長も先ほど申しましたが、今回の件については、本人確認等について、こちらの誤りもあったと思っております。今後については、その辺、改善するようにはしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 26ページ、15款2項7目教育費補助金で、学校における働き方改革推進事業費補助金というのがあるのですが、今、青森県では学校の教員の成り手が少ないというので、日本で一番成り手がなく、教員が足りないという問題があるのですが、学校における教員の働き方というのが問題なので、ここでお聞きします。

学校における働き方改革推進事業費補助金、働き方改革は、今年はどういうのをやるのか、その補助金は何に使われるか、内容を教えてください。

○委員長（田島政義君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

学校における働き方改革の500万円という補助金、今年度は小学校、中学校の大型モニターの購入に使わせていただきました。働き方改革のこの補助金、メニューが幾つかあります。結果として、学校の中での授業や先生たちの負担が軽減される、全体としてその効果が見込まれるものに対する補助ということになります。

令和8年度、新年度については、校務支援システムを青森県が主導して導入すると、それに七戸町も手挙げしています。歳出の予算で出てきます、歳出の91ページの項目にあるのですけれども、校務支援システム、あるいは教育系ネットワーク更新改修業務委託料というのがあります。どちらも該当になるのですけれども、県の上限が500万円で、この500万円を最大限で使いたいということで、教育系ネットワークの更新改修業務に全額充てる予定でいます。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

9番委員。

○委員（听 清悦君） 22ページ、13款1項6目1節施設使用料の情報館施設使用料1万円ですけれども、先ほど聞いた10倍の金額で、場所については情報館で使用料を取れるような場所というと、2階の会議室のことかなとは思っていますけれども、それでいいのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは情報館2階の会議室です。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（听 清悦君） これも前年度の実績を基に予算を立てたということではなくて、条例で定めた金額を載せたただけだとすると、1回借りて1万円というとなかなか借りられないなと思っていますけれども、現在使用料というのはどういうふうに頂いているのか、1時間当たりなのか、半日なのか、1日なのかというのと、参考までに今年度はまだちょっと残っていますけれども、どれぐらい利用する人がいるのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは道の駅しちのへ道路観光情報館の設置及び管理に関する条例において定めております。こちらの会議室は1時間当たり2,000円ですので、大体1回分ということで1万円の計上です。今年度については2月末までになりますが、5件の使用があり、現在4万1,000円の調停となっております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（**听 清悦君**） せっかくの施設が年間5時間ぐらいしか使われていないというか、さほど使われていないとすれば、もったいないようなので、もう少し利用したい人に。なかなかそこを借りて使えるというのを知らない人も多いのではないかなと思っていますので、宣伝もしていただきたいと思っています。

同じところに、観光施設等使用料3,000円とありますけれども、これは具体的にどの場所なのかというのと利用状況を伺います。

○委員長（**田島政義君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**佐々木和博君**） お答えします。

こちらの観光施設等使用料というのは、旅行村にありますNTTドコモ、それからNTTの電話柱の使用料で、敷地内に設置してあるので、そちらの使用料を頂いております。本数はNTTドコモが1本、それからNTTが3本。

以上です。

○委員長（**田島政義君**） よろしいですか。

9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 同じところに、荒熊内駐車場使用料65万7,000円とあるわけですがけれども、これはもしかして月ぎめとかで決まっている駐車場のことなのか、それとも総合アリーナのほうの駐車場のことなのかを伺います。

○委員長（**田島政義君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**佐々木和博君**） お答えします。

こちら、荒熊内駐車場は総合アリーナの道路を挟んだ駐車場です。

以上です。

○委員長（**田島政義君**） 9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 令和7年度と予算額が全く同じなのですけれども、これはどういう理由でこの予算で計上しているのか伺います。

○委員長（**田島政義君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**佐々木和博君**） お答えします。

こちらは駅の駐車場の使用料と同じく、前年度実績である程度計上しております。

以上です。

○委員長（**田島政義君**） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 23ページ、14款2項2目1節の地域生活支援事業費補助金53万8,000円についてですけれども、令和7年度を見ると37万9,000円でした。4割ぐらい増えているわけですがけれども、これは対象者が4割増えたからなのかというのを伺います。

それと、もし人数だったとすれば、想定する対象者数を伺います。

4割増えたという理由も伺います。

○委員長（田島政義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

地域生活支援事業費補助金につきましては、障がい者の方の生活を支援するための国の補助金となります。国からは、国の予算の範囲内で2分の1の補助金が交付されることとなっておりますが、例年補助金が2分の1に満たないため、減額予算計上しておりました。令和8年度は減額分を想定しない計上となったため、増額計上となったものです。

対象者の人数に大きな変動はございません。あと、対象者はどれくらいかということなのですけれども、メニューが多いので、これを足し算するのにお時間をいただきます。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 24ページ、15款1項1目の行旅病人及び死亡取扱費負担金、これは多分途中で何らかの理由で亡くなって、身内と連絡が取れないと。結果として、行政のほうで対応したということだと思ふけれども、仮にそうだとすれば、そういう方が全国的に増えているという感覚なのだけれども、年間どのぐらいの対象の方がいますか。

○委員長（田島政義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

行旅病人とは、委員のおっしゃるとおりでございます。ここに掲げているのは、病人の方が2名分、死亡される方が2名分を予算計上しておりますけれども、年間どれくらいかと言われると、年間一、二件程度となります。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（昴 清悦君） 23ページ、14款2項2目1節で生活困窮者就労準備支援事業費等補助金225万円についてですが、昨年と同額なので、これもほぼ対象者の人数も同じと想定しての予算計上か伺います。

○委員長（田島政義君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（金見真樹君） お答えいたします。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金ですが、生活困窮者支援等のための地域づくり事業に対するもので、本町では、町社会福祉協議会へ委託している、ほのぼの地域支え合い事業に対しての国庫補助として活用しているものです。

予算計上している225万円は、補助の上限額であることから、昨年と同額となっております。なお、この補助金は、生活困窮者に直接補助するものではなく、地域の福祉ニーズを把握し、地域住民による見守り、助け合い活動などの地域支援事業に対する補助金となっております。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 24ページ、14款2項5目1節のGIGAスクール構想支援体制整備事業費補助金1,149万1,000円についてですけれども、令和7年度は152万1,000円ということで、金額に相当違いがあるわけですが、997万円増額になった理由を伺います。

○委員長（**田島政義君**） 学務課長。

○学務課長（**附田良亮君**） お答えいたします。

これも歳出の関係があります。歳出91ページの委託料等に関するのですが、先ほど申し上げた校務支援システムの導入業務委託、そして、教育系ネットワークの更新改修業務委託、これに関わる国のGIGAスクール構想支援体制整備事業費補助金ということになっております。金額的には歳出予算のおおむね3分の1ということで、計算上971万2,000円の歳入ということになっております。

以上です。

○委員長（**田島政義君**） 9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 同じところに、学校施設環境改善交付金2,859万7,000円とありますが、これは令和7年度はなかった項目ですが、この内容を伺います。

○委員長（**田島政義君**） 学務課長。

○学務課長（**附田良亮君**） お答えいたします。

この学校施設環境改善交付金、文科省の交付金ですが、学校施設を大きく改修するときの該当になった分の交付金ということで、歳出でいくと98ページの工事請負費に七戸中学校空調設備改修工事、そして、七戸中学校校舎LED化改修工事というのを計上しています。これも計算式はちょっと複雑なのですが、基本的にはその工事メニューに対する国の交付金2,859万7,000円ということになります。

以上です。

○委員長（**田島政義君**） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 24ページ、14款3項1目2節に中長期在留者住居地届出等事務委託金54万2,000円とあります。令和7年度が21万3,000円で、2.5倍増えているわけですが、この中長期在留者というのが、日本に3か月を超えて在留する外国人ということで、技能実習生、留学生、技術・人文知識・国際業務の在留資格、永住者、日本人の配偶者等とあるわけですが、やはり見ても、七戸町でも外国人が結構増えたなという感覚はあるのですが、これの内訳は分かりませんか。

○委員長（**田島政義君**） 町民課長。

○町民課長（**向中野洋人君**） お答えします。

令和8年3月5日現在の中長期在留者の内訳といたしましては、技能実習生が125

名、留学生はありません。技術・人文知識・国際業務は4名、日本人の配偶者等は4名、その他が7名の計140名となっております。また、永住者でございますが、中長期在留者ではございませんので、今回のこの報告には含めておりません。

以上です。

○委員長（田島政義君） それでは、保健福祉課長から答弁させます。

○保健福祉課長（西野勝夫君） 昨委員の御質問の延べ人数を足し算できました。213名の予算計上となります。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） なければ、次に、27ページ、16款1項1目財産貸付収入から、33ページ、21款1項6目商工観光債まで発言を許します。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 29ページの17款寄附金、ふるさと納税、企業版ふるさと納税が1億円あります。ほかの町村から羨ましがられるような数字なのですけれども、ただ、これを見て、当然ほかも、まねと言えば失礼だけれども、追い越し追い越せという形になるわけです。そうすると、我が町も安閑としていられないと、満足していられないと、こういうことが想定されるわけです。

そこで、町長、ここにおられる、あづまさんのあれが主体だと伺っておりますので、そこで、今度は新しいアイデアを、消費者の嗜好を考えれば当然必要になってくる。当然、あづまさんはあづまさんなりに次の戦略はあろうかと思いますが、ここで少し行政として何らかのその辺のアイデアを出すとか、募集するとか、そういう試みもあってもいいのではないかと。こちらはこちらでそれに対応できるか、加工部分になると思うのだけれども、その辺の考え方は基本的に町長はどう思いますか。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、委員おっしゃっているのは、企業版ではなくて、ふるさと納税のほうだと思うのですけれども、ふるさと納税は年々増えています。今言うような加工品もあればお米もあり、何より業者も入れながら工夫しているわけです。まず、見せ方が一つ。それから商品の開発、あるいは複合的なパッケージみたいなものとか、新たな商品の開発、これをどんどん進めていって、件数を伸ばしていきたいと思っているわけです。そのためにも、今、窓口が総務課になっていきますけれども、これは農林とも関わりがありますし、商工とも関係があります。また、道の駅しちのへとも大いに関わりがあるので、この辺を一体としたものの組織をもう一回しっかりとつくって、どういうふうを増やしていくのか、これで戦略を立てながらどんどん推し進めていきたい、そういうふうを考えています。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。11時25分まで。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先に、町民課長より訂正を行います。

町民課長。

○町民課長（向中野洋人君） 先ほど10番委員からマイナンバーの交付率、私のほうで9割程度という話をしておりましたが、正確な数字が分かったので訂正いたします。86%になります。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

34ページ、1款1項1目議会費から、43ページ、2款1項6目企画費まで発言を許します。

1番委員。

○委員（藤井夏子君） 37ページ、2款1項1目12節委託料の中に職員研修委託料、職員ストレスチェック支援業務委託料とありますが、こちらに関連して質問いたします。

日々、町民にいろいろとお金を使っている中で、貴重な職員のために使うお金と考えますと、非常に少額であるかなという印象を受けます。

接客業において、お客様は神様だという言葉がありますけれども、これはホスピタリティーの精神を言語化しただけのものでありまして、本来であればお互いに対等な立場であるべきだと思っております。窓口で日々立って業務をしてくださっている職員の皆様には本当に頭が上がりません。いつもありがとうございますという気持ちでおります。

先ほど歳入のところで、8番委員のお話がありました。事務手続の穴に関しての指摘はしていただきましたので、私はいたしません、私は別の見方をしております。職員の皆様を守る体制が、町で果たして取れているのかというところに疑問を感じました。職員は正しい主張を堂々とできるように、職務を進められるように、自信を持って働いていただきたいと思っております。何かあれば、まず課長、町長、上の人が職員を守るという立場を取った上で、職務に当たれるのだと思います。そこが整っていなければ、毅然とした態度も取れませんし、正しいルールの下で職務を進めるということは、非常に難しくなってくるのだらうなと思っております。先ほどのお話で、写真を撮ったですとか、書類を一時預かりしたですとかということはありませんけれども、断ればクレームになるかもしれないです

とか、強く出られないということが背景にあったのではないかなと思います。

そこで、町長に伺いたいと思います。職員も自信を持って窓口に来た方を対応するということはなかなかこのままでできないと思いますので、町長のお考え、お言葉で職員をどういった形で守っていくのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 今、窓口にいろいろな対応があります。その中で、よく言われるハラスメント的な行為になる場合もあるでしょう。そういったときに、我々の中では条例というのはないのですけれども、規則を持ち合わせていて、総務課が窓口になります。まずその点で、一つ職員を守る形があります。

それから、衛生委員会というところがありまして、これは病院医が入って、いわゆるメンタルの部分ケアするところがあります。そして、この予算書にもありますけれども、ストレスチェック。ストレスチェックをすることによって、ストレスが過度な方には指導が入り、また、そこにも寄り添うような体制があります。そのほかにも、課長面談等の中で、個々面談をします。そうした中で個人の相談も受けながら、そういう体制の中で、町全体で職員を守りながら進めていく。これからもそれをしっかりと重視しながら進めてまいりたい、そう思っています。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 43ページ、2款1項6目18節の交通路線維持費補助金となっているのですが、交通路線維持費補助金は土木費のほうに入るかと思ったら、こちらのほうに入っているのですが、この1,539万2,000円というのは、何に使われるお金ですか。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

この交通路線維持費補助金につきましては、十和田観光電鉄の欠損額に対して、沿線の8市町村でそれを穴埋めするといいますか、全額ではないですけれども、一部欠損額を負担するという補助金になってございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 42ページの2款1項6目12節委託料、この中で地域公共交通計画策定業務委託料、740万3,000円ですが、ここに令和8年度から令和9年度の過疎地域維持計画書というのがあるのだけれども、この中の26ページの中に東北新幹線七戸十和田駅のアクセスの向上や観光とかあるわけだ。問題にしたいのは何かというと、タクシーなのです。タクシーを待っていて、あるときこういうことがあったのです。七戸

病院の先生が来て、新幹線で帰ろうとタクシー待っていても断られたと。今現在でも2時間待っても来ないような世界なわけだ。聞くところによると、前の経営者から今、別の東京都のほうの人に権利が渡ったらしいけれども、このままであれば、例えば、もちろんこのタクシーもそうなのだよ。病院に行くとなってもコミュニティバス乗り場まで行って、乗っていける人はまだいいのだよ。そこに行けない人は、自宅から今度はタクシーで病院に行くとしてもないのだよ。これは何とか考えられないものだろうか。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、タクシーの予約がしづらいという声は、私も肌をもって感じているところでございます。例えばタクシー事業者のない自治体では、自治体が運転手を確保してタクシー業務のような行為をしたりとか、あとは外部団体のほうに運行委託をしているというケースもあるようであります。

来年度に地域公共交通計画を作成するわけですが、これについてはバスの運行だけではなくて、タクシーといった関係の交通計画についても、これは当然、縦貫タクシーともいろいろ協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 七戸町の奥に施設があるでしょ。そこは年に1回か2回か分からないけれども、保護者が来て、観光しながら行くそうだ。今度はタクシー事業者に行ったら、施設のためにタクシーやっているのではないよと断られたそうだ。そういうことだと、今の形はもちろんタクシー業界だけれども、そうではなくて、今、七戸地区では運転代行業者もやめているところもあるから、だから、そういう形とかいろいろな形、例えばタクシー会社がいいのか、社協がいいのか、どこがいいのか分からないけれども、個人の車を何台かでも登録して、もちろん運転手も登録することになるだろうけれども、そういうふうになれば、個人の自分の車であれば、償却費も足しになる、運転経費にも足しになる。だから、そういういろいろな形で、ただ単に行政のほうでバスを買うとか何かを買うとか、そういうことではなくて、多方面な形で、許可とかそういうのは難しいと思うけれども、そういう方向を考えてみたらどうでしょうか。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

今、三上委員おっしゃるとおりで、やっぱり公共交通の足がないいろいろな人に不便をかけます。まずその前に、先ほどのタクシー事業者の対応ということがあれば、そういう対応は非常によくないと思いますので、これは私、行政のほうからもしっかりと、そういう注意をしたいと思います。

そして、もう一点、いろいろなケースを考えられないかということなので、代行の話、恐らく職種がちょっと違うと思うのですけれども、その部分、あるいは今個人の中で資

格を取ってという話もあります。

これからの時代、いろいろなことが想定されますので、それも含めて担当課でも協議しながら、今公共交通計画も作成しますので、そういうところの中でしっかりと議題にして進めてまいりたいと思います。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 41ページの2款1項5目14節工事請負費、倉岡生活改善センター等改築工事費です。もろもろ2億円ですが、大変申し訳ないですが、勉強不足で全く知りませんので、ある程度概要だけお知らせ願いますか。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

こちらの倉岡生活改善センター等改築工事ですけれども、現在の生活改善センターと隣接する屯所が老朽化してございまして、こちらを建て替えるというものになります。内容としては、改善センターと屯所との複合施設として建築する予定でございます。

建物については、木造の平屋建てで、延べ床面積がおよそ289平米の建物となります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 老朽化云々と、でもちょっと規模が大きいようなイメージがするのだけれども、こんなにかかるものなのか。何かその辺がまだつかみ切れないなど。どうなのですか。皆さんは分かっていたか。私は全然知らなかったもので。

いずれにしても、今の説明でも金額がちょっと大きいなと思って、改築工事の割にはね。もっと別なものがあるのでしょうか。ないのですか。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） すみません、説明が足りなかったです。

現在の建物の解体工事費も含めた金額になります。解体と新築の工事費の合算がこの金額と理解していただきたいと思います。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） では、新築でしょ。改築ではないよね。改築というのは、ある程度リフォーム的な感じで、それに併設するイメージなのだけれども、何だ、これは。おかしいのではないか。

改築というのは新築のことか。分かりました。

○委員長（田島政義君） 次、9番委員。

○委員（听 清悦君） 37ページ、2款1項1目11節の町長車運転業務労働者派遣手数料50万円になっていきますけれども、令和7年度が134万4,000円だったわけです。令和7年度は、町長が県町村会会長を務めた関係もあったとしても、それだけの違いでこれだけ減額になったのか、この理由を伺います。

○委員長（田島政義君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） 庁委員の御質問にお答えいたします。

令和7年度分の当初予算では、全て派遣委託ということで予算を計上しておりましたが、町長車の運転業務に関しましては、再任用職員で現在対応できております。ただし、運転手の体調不良ですとか、ほかの理由で業務に従事できないという不測の事態が発生した場合には、労働者派遣を依頼することとしております。

令和8年度予算につきましては、過去の実績等を基にしまして、約150時間分の労働者派遣の手数を予算化して計上しております。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（桁 清悦君） 41ページ、2款1項5目12節に公共施設等マネジメント計画改訂業務委託料229万9,000円とあるわけですが、業者をどう選定するのかというのと、委託する具体的な業務内容について伺います。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

まず、業者の選定方法についてですが、現在、競争入札によるものを考えております。

また、業務内容につきましてですが、今回の改訂は、平成28年に策定した計画について、進捗を確認しながら5年ごとに計画を見直すというものでございまして、今回の業務委託については、その計画を見直す内容になります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（桁 清悦君） 5年ごとというのと、平成28年から約10年たったということですが、これは業務委託しなければならないほどの作業量があるのかというところがまず気になるのと、具体的に何の施設が変わってくるのか伺います。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） こちらについては、町の全ての公共施設を対象としておりまして、中には5年の間に施設が動いた、移動した、建て替え、あとは取壊し等ある建物もございまして、それらを全体的に集計するのと、あとはこれからの計画というものをこの中に盛り込むというような内容になります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（桁 清悦君） 最後のほうが大事で、これからの計画も盛り込むということだったので、前から話してはいたけれども、新庁舎を荒熊内のほうに建てるのであれば、今使っている庁舎が空くわけですから、そうすると、この本庁舎とか役場の支所とか保健センター、情報館も含めて、空いたのも、ここで競争入札で選んだ業者に、そこ

も含めて考えてもらうということなのか伺います。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 今の時点では、個々の施設についてどこまで業者と検討していくかというところまでは、申し訳ありませんけれども、詳細まではこちらではまだ考えてございません。ただ、町全体の計画として策定していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（呷 清悦君） 42ページ、2款1項6目12節ですけれども、荒熊内地区開発計画第2次基本計画策定業務委託料939万4,000円ということですが、まず、この第2次基本計画を策定しないと困ることがあるのかということについて伺います。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

この第2次基本計画ですが、これは平成30年に策定しました荒熊内地区開発計画の基本構想を踏まえつつ、第1次計画が終了しました。今度は第2次計画という流れで予定しているものです。

これを多額の費用をかけて業者に頼まなければならないのかということですが、都市計画の開発という計画を立てるものですから、なかなか職員でということは非常に難しいものと考えております。やはり都市計画の開発の経験者、委託業者のほうにいろいろ検討してもらって参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、43ページ、2款1項7目七戸支所費から、50ページ、2款1項19目庁舎建設事業費まで発言を許します。

2番委員。

○委員（中野正章君） 49ページ、2款1項15目18節、あおりり出会いサポートセンター共同運営負担金5万2,000円、ずっと下がって、あおりりマッチングシステム登録料助成金、これらは婚活関係の支援ということになるかと思いますが、そのほかに婚活関係の助成なりそういう事業はありますか。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

それ以外の結婚支援に関わる対策ということですが、同じ18節の中に定住自立圏移住・結婚支援推進協議会負担金というもので予算化しております。これは定住自立圏のほうで様々な食事会とか、出会いの場を設けております。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 定住自立圏のここは13万1,000円ということで、合わせても23万円だと思います。

結婚した後のことについては結構あったり、金額もあると。結婚の部分があまりない。私は、町長がすごいなと思ったのが、天間林村のときの婚活イベントの初代会長、ウェディングベルの会の初代会長、それをやったのが町長でありまして、私はそのときはすごいな、バイタリティーがある人だなと思っておりました。今、町長になって、私はそういう部分を期待しているわけですけれども、これを見ると、あおもり出会いサポートとか、あおもりマッチングというのはほかに依存した事業ですよ。独自のものなり、近隣町村と協力してもいいかと思いますが、そういう事業なりそういうのが若者の意識を変えたり、都会に出ていかないで地元に残るとか、そういうのにつながると思うのです。その考え方を町長に聞きたいと思います。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

以前、ウェディングベルの会というのは、首都圏の方を中心に地元の青年と交流したという経緯がございます。私も職員で企画にいたときにも、いろいろ結婚のことを様々やりました。結婚相談所も入れてみた、あるいは企画もしてみた。なかなか今の時代の青年、また、形態が変わってくる中で、そこに出てくる男性の人も少し弱くなっているのではないかと考えています。そうした中で、今の定住自立圏も広く大きく募集しましょうかというところから、定住自立圏があるわけですけれども、今、委員おっしゃるとおり、地元の中でも、もう少し我々が工夫して結婚に結びつけるような事業を進めていっても、私もいいと思っていますので、もう一度、担当課とも協議しながら、現状に合った婚活事業ができるものかを探っていきたいと考えております。

○委員長（田島政義君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 青森県でやっているマッチングが収入を申告したり、実際に行って面接したりとか、農業をやっている人には非常に入りづらいということを聞いています。

自治体のイベントが、ほかでは農業者に特化したものがあつたりとか、一つの自治体で難しいのであれば近隣と協力したりとか、そういう部分で、なかなかこういうのは分かると思いますが、ウェディングベルの会でも実際のカップルというのは少ないのですよ。実際何年かやって1組、2組とかね。でも、参加した人の意識が変わると思うのです。だから、それ自体でカップルにならなくても、意識を変えるとか、そういう部分で非常にやはり効果はあると思いますので、いろいろと検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 46ページ、2款1項11目17節備品購入費で、パソコン等購入費409万8,000円の台数と機種、仕様、性能というあたりを伺います。

○委員長（**田島政義君**） 企画調整課長。

○企画調整課長（**田中健一君**） お答えいたします。

これは職員が使用するパソコンを、令和6年から9年にかけて順次更新するものでございます。8年度は40台のノートパソコンを購入する予定です。

仕様ということですが、OSはWindows 11 Pro、メモリは8ギガバイト以上、ストレージはSSD 256ギガバイト、画面サイズは15.6インチ以上というものを想定しております。

以上でございます。

○委員長（**田島政義君**） 9番委員。

○委員（**听 清悦君**） 40台ということは1台10万円ということと、それから15.6インチというとノートパソコンかなとは思っていますけれども。パソコンを使う仕事なので、パソコンが調子悪いと作業も遅れるので、パソコンは非常に大事だと私も思っています。ところが、ノートパソコンでいいと思って、私も使っていたら、首とか肩が凝るので、パソコンをやりながらAIに何だかと思うと聞いたら、パソコンは何を使っていますかと聞かれて、ノートパソコンと言ったら、それが原因ですと。なぜかという、テーブルに置くと画面自体が低くて、つい猫背になりやすく、頭の重さが5キロ、6キロあるのが、ある筋肉にかかるというので、自分も逆に今までノートパソコンを使っていたのをデスクトップに替えたところ。職員の今使っているパソコンを見ると、確かにAIが言うとおり、画面の上が座ったときに目の高さに来るくらいに上げたほうがいいので、見ているとそういうふうになっているなと思うのですけれども、逆にノートパソコンにすると、肩や首が凝る状況になるのではないのかなと思って、私は役場のパソコンを見て、そこが分かってデスクトップを使っていると思ったのですけれども、実際長時間パソコンを使う作業をやっている、そういった首、肩が凝るという職員はいないのか。そこまで考えていてノートパソコンなのか伺います。

○委員長（**田島政義君**） 企画調整課長。

○企画調整課長（**田中健一君**） お答えいたします。

首、肩凝りというのは、それぞれ個人の方によりますので、状況は把握しておりませんが、もともとデスクトップを使っていたというのは、その性能から恐らくデスクトップを使っていたと思うのですが、最近のノートパソコンは非常に優秀になってきておりますので、今後のデスクワーク、我々のデスクも狭くなっていくということもありますので、順次ノートパソコンに切り替えていくというものでございます。

あと、目線の位置ですが、ノートパソコンでも自分で高くする、設定できる器具もありますので、そういった場合はそういうものを利用しながら活用していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 順次更新していくということですが、パソコンというのは私は10台ぐらい買い替えていますけれども、5年ぐらい使えるかなと思うと、二、三年で駄目になるものもあれば、割と10年使えるものもあって、寿命というのはばらばらだと感じています。

まだ使えるのに、時期を見て一斉に替えるのか、それとも予備も数台置きながら、どうしても駄目だというタイミングで更新していくのか伺います。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

ある程度の若干の予備というのは準備いたします。ただ、不測の事態で足りなくなった場合は随時購入するというところで考えてございます。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

3番。

○委員（山本泰二君） 50ページ、2款1項17目、公営塾に関してですが、先日の新聞にも公営塾の継続の話が載っておりました。その中には国公立へ若干名ということが書いてありました。このことについて、実績を差し支えなければ教えていただきたいと思えます。

○委員長（田島政義君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

今年度の七戸高校、公営柏葉塾の実績ですが、現時点だとまだ最終ではないのですが、先月までの時点での実績ということになります。実績といっても、進学という意味での実績になります。国公立大学の進学者は5名、七戸高校としては6名ということになります。私大、短大は、塾生は13名、七戸高校全体としては15名となっております。

恐らく議会が終わって3月中旬ぐらいになると、確定値1名、2名の動きはまた追加で出るのかなというところでございます。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（所 清悦君） 49ページ、2款1項15目18節の結婚新生活支援事業費補助金120万円についてですが、それこそ人口減少対策に大事な事業だと思うのですが、令和7年度が360万円だったので、3分の1に減っている理由を伺います。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

これは対象世帯をより精査して積算したためになります。令和6年度の結婚世帯の実績から補助要件、これは世帯所得が500万円未満という要件があるのですけれども、その補助要件に合致する世帯数を見込んで積算したため減額したものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、50ページ、2款2項1目賦課徴収費から、56ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、56ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、62ページ、3款1項8目後期高齢者医療対策費まで発言を許します。

9番委員。

○委員（唸 清悦君） 61ページ、3款1項6目福祉センター管理費6,844万4,000円についてですけれども、令和7年度は9月いっぱいまで天間林老人福祉センターを運営していた関係もあったと思いますけれども、令和7年度に比べて3,109万2,000円減額になっているわけですが、一般質問で提案しましたけれども、天間林地区の人がゆうずらんどを使うかといったら、7割がアンケートで、遠いので使わないという回答があったみたいに、その分民間の温泉を利用できるようにしてはどうかというふうに一般質問では提案していましたが、令和8年度はそこがどうなるのか伺います。

○委員長（田島政義君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（金見真樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、天間林老人福祉センターが令和7年度末に廃止となることから、管理費が減額となっております。

天間林地区の高齢者に対する民間温泉施設の利用に対する助成については、昨年6月議会において、唸委員の御質問に対し答弁したとおり、令和7年度限りの事業のため、令和8年度予算に計上しておりません。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（唸 清悦君） そういう答弁はしていましたが、やはり住んでよかった七戸町というのを考えたときに、温泉を利用するのが少ない楽しみの一つになっている高齢者のことを考えると、私はそれほど難しいことではないと、予算規模からしても、そこはぜひ含んでほしかったなと思っています。感想で終わります。

○委員長（田島政義君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、62ページ、3款2項1目児童福祉総務費から、69ページ、4款2項3目下水処理費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、69ページ、5款1項1目労働諸費から、78ページ、6款2項2目林道維持管理費まで発言を許します。

8番委員。

○委員(工藤 章君) 76ページの6款1項13目農道維持管理費12節、七戸地区農地整備事業調査計画業務委託料2,000万円弱。計画にはこの場所は複数ありますか。単独のところですか。

○委員長(田島政義君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

この七戸地区農地整備事業調査計画業務委託料でございますが、場所は倉岡地区から西野のほうまで行く農免道路でございます。この調査委託料というものは、調査をしなければ、国の事業の採択要件から外れるということで、あの道路は非常に悪くなっているということで、前々からお話しいただいている場所でございます。

以上です。

○委員長(田島政義君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番委員。

○委員(昕 清悦君) 74ページ、6款1項8目12節委託料についてですけれども、令和7年度は宿泊交流施設管理料2万円が計上されていましたが、今年はそれが計上されていないのですが、その理由を伺います。

○委員長(田島政義君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

こちらにつきましては、かだれという施設が農林課にございまして、その管理委託料ということで、かだれの周辺にブルーベリーの木が結構育ったものがございまして、その管理運営という部分を今まで委託してまいりましたけれども、農林課の職員で対応できるだろうということで、委託をやめて職員対応ということで予算が計上されなくなっているということでございます。

以上です。

○委員長(田島政義君) 9番委員。

○委員(昕 清悦君) 私はてっきり施設自体をどうにかしたのかなと思って、不安に感じたので質問しましたけれども、コロナになってから、グリーンツーリズムで有効に使うということであった、かだれですけれども、なかなかコロナ以降、そういったイベントを実施するのも難しくなってきているので、この施設についても今後有効活用の方法について考えていく必要はあるなと思っての質問でした。

以上で終わります。

○委員長(田島政義君) お昼になりましたが、このまま続けていいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、78ページ、7款1項1目商工総務費から、83ページ、7款1項7目公園管理費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、83ページ、8款1項1目土木総務費から、89ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

2番委員。

○委員(中野正章君) 85ページ、8款2項1目14節のところで、防犯灯新規設置工事費114万3,000円とありますが、これはどこのことでしょうか。

○委員長(田島政義君) 建設課長。

○建設課長(高田博範君) ただいまの御質問についてお答えいたします。

防犯灯の新規工事費ですけれども、どこというものではなくて、新規でつけてもらいたいという要望があったところについて、工事費で新たに設置するという形のもので、一応予算計上をしております。

以上です。

○委員長(田島政義君) 13番委員。

○委員(三上正二君) 88ページ、9款1項消防費で、今、消防団の団員というのは定員割れしているのが結構あると思うのですよ。前に役員等は定年を延長したけれども、団員の人も定年延長するわけにいかないかな。

それともう一つ、合併して七戸町になってから20年たつただけけれども、いまだ七戸消防団、天間林消防団になっているわけです。足してみれば13かな、それしかないわけです。それをどっちから先でもいいけれども、七戸町消防団の1から連番にしたほうがいいのではないかな。

それと、ついでだけれども、倉岡の消防団の屯所とコミュニティ施設と一緒にして建てるだけれども、例えば、先般、七戸の5分団になるのかな、6分団になるのか、あそこに1人入って4人も辞めているのです。そうなれば、逆に今度は七戸の1分団になるのかな、城内の辺りは、そこが受持ちの戸数が恐らく1,000人近くいるのではないかな。そういう形もあるから、これは統廃合も考えてもいいのではないかな。その辺はどうですか。

○委員長(田島政義君) 総務課長。

○総務課長(鳥谷部慎一郎君) 三上委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の定年延長できないかというところですが、現在68歳が一番上の定年だと思っておりますが、県内の市町村を見ますと定年を70歳ぐらいまで延ばしたり、あるいは定年がないという自治体もございますので、定年延長につきましては、消防団または担当の総務課で協議してまいりたいと思います。

2点目の分団の名前の統一というところですが、やはりこれもいろいろ協議まではいきませんけれども、議題等には上がったことは何度かありますけれども、なかなか進んでいないということで、こちらも事務局と消防団のほうで、また協議していかなければならないと考えております。

3点目の消防団の統廃合でございます。三上委員おっしゃるとおり、確かに現在分団の中でも1桁の団員数、そういった分団もございます。そうすると火災等の際に地元で火事が起きているのに、その分団が出勤できないとか、そういったことも起き得ることも考えられますので、まずは消防団の統合というところを早急に取り組んでまいりたいと思います。

お隣の東北町では、今盛んに消防団の統合等について動いておりますので、当町においても早めに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） この前、出初め式に出ても、幹部の人たちがたくさんいるわけです。団が多くなればなるほど、幹部が多くなる。一般の隊員の人たちが、どっちが多いか、幹部のほうが多いわけです。だから、そういう状態もあるところで、やっぱり統廃合等は、それは簡単にここだけで、議会ですることではないけれども、やっぱり考えてみたほうが良いと思うよ。

それから、統廃合をすれば、今みんな車でばかり歩くから、町なかの人口が多いところはそこだけに定数を増やせばいいのだし、少ないところは合併したとしても。消防自動車は1台何千万円の世界だよ、いくら補助金が出るといっても、その辺も考えてもいいと思うよ。

答弁は要らないです。

○委員長（田島政義君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） お諮りします。

本日の予算審査特別委員会はこの程度にとどめ、9日に延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本日の予算審査特別委員会は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、3月9日の予算審査特別委員会は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時13分